新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について 平成29年４月１日　17 - 制度 - 00080 沿革　令和２年２月28日　一部改正 この規程は、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成29年４月１日　17 - 制度 - 00035）第１条の規定により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第２第１号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書第１条に定める対象契約のうち２年未満案件（「別紙１　２年未満案件の解釈等」に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。 記	貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について 平成29年４月１日　17 - 制度 - 00080 沿革　令和２年２月10日　一部改正 この規程は、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成29年４月１日　17 - 制度 - 00035）第１条の規定により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第２第１号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書第１条に定める対象契約のうち２年未満案件（「別紙１　２年未満案件の解釈等」に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。 記	
１　基本的引受基準 (1)　(略) (2)　公的輸出信用と贈賄に関するＯＥＣＤ理事会勧告に基づく基準に適合しない対象契約については保険契約を締結しないこととする。 (3)～(6)　(略) (7)　「別紙４　原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約」若しくは「別紙５　水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約」に該当するもの又は防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第１の１の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る対象契約については、特約書第１条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。	**１　基本的引受基準** (1)　(略) (2)　対象契約に関して不正競争防止法（平成５年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。 (3)～(6)　(略) (7)　「別紙４　原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約」又は「別紙５　水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約」に該当するものについては、特約書第１条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。	

新	旧	備考
(8)　貿易一般保険運用規程（平成29年４月１日　17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第１条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記１(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。 ①　運用規程第22条又は第24条に該当する対象契約 ②　運用規程第23条に該当する対象契約のうち、既に内諾書に基づき保険契約を締結した対象契約と以下イからハまでのすべてを同じくする対象契約 イ　対象契約の相手方及び支払人 ロ　支払国、仕向国及び子会社の所在国 ハ　決済条件 (9)～(14)　（略）	(8)　貿易一般保険運用規程（平成29年４月１日　17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第１条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記１(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。 (9)～(14)　（略）	
２　（略） 附　則〔抄〕 附　則〔令和２年２月28日〕 この改正は、令和２年４月１日から実施する。	２　（略） 附　則〔抄〕 附　則〔令和２年２月10日〕 この改正は、令和２年２月18日から実施する。	
［別紙１］～［別紙７］　（略）	［別紙１］～［別紙７］　（略）	
［別表］　（略）	［別表］　（略）	